

岩手県告示第378号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成24年5月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 特定施設入居者生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人宝寿会	花巻市石鳥谷町上ロ一丁目3番地3	宝寿荘外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所	花巻市石鳥谷町上ロ一丁目3番地3	平成24年3月31日

2 認知症対応型共同生活介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人野田白寿会	九戸郡野田村大字野田第22地割44番地1	グループホームことぶき	九戸郡野田村大字野田第17地割24番地4	平成24年3月31日

3 介護予防特定施設入居者生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人宝寿会	花巻市石鳥谷町上ロ一丁目3番地3	宝寿荘外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所	花巻市石鳥谷町上ロ一丁目3番地3	平成24年3月31日

4 介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人野田白寿会	九戸郡野田村大字野田第22地割44番地1	グループホームことぶき	九戸郡野田村大字野田第17地割24番地4	平成24年3月31日